

# 交換分合推進計画実施要領

平成2年6月7日付け2構改B第807号  
最終改正 平成28年4月1日付け27農振第2205号

農林水産省構造改善局長通知

## 1 趣旨

我が国においては、経営農用地の細分、分散が著しく、農業の生産性の向上を図ることが阻害されていることから、農用地の集団化が急務の課題となっている。このため、農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう計画的な交換分合の実施を促進する観点から交換分合推進計画の作成を進めるものとする。

## 2 実施地区

交換分合推進計画の作成は、おおむね旧市町村の区域（昭和25年2月1日における市町村の区域をいう。以下同じ。）を対象として行うものとする。

## 3 実施主体

交換分合推進計画の作成は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき交換分合の事業主体となることのできる者（農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村）であって、都道府県知事が適当と認めるものが行うものとする。

## 4 実施内容

交換分合推進計画は、農用地分散度の高低、中核的担い手農家や生産組織の経営状況、農用地集団化事業の緊急度等を調査し、地域における今後の交換分合の推進方向を明らかにするとともに、交換分合後の農用地利用の方向を示すものとし、その作成は、実施地区の実態を踏まえた上で、おおむね次によるものとする。

なお、区分図等の作成については、別紙「作図要領」を参考とするものとする。

(1) おおむね旧市町村の区域について、農業の動向及び区画整理等の工事の実施状況

等の調査を行い、当該区域における農用地集団化の推進方向を策定し、「農用地集団化推進計画書」（様式1号）に取りまとめるものとする。

(2) 地形、営農状況等を考慮して、当該区域を交換分合の実施単位として適当なおおむね20ヘクタール以上の地区に区分し、その中から区画整理等の工事の実施状況、農用地の分散状況等からみて農用地の集団化の緊急度が高く、かつ、交換分合による農用地の集団化を図ることが他の地域の模範となることが期待される地区を交換分合推進モデル地区として選定し、「交換分合推進モデル地区選定調書」（様式2号）及び「交換分合実施地域区分図」（作図要領1）に取りまとめるものとする。

(3) 交換分合推進モデル地区について、次の調査を行うものとする。

① 農用地の分散度調査

当該モデル地区における農用地の分散度について「区画図」（作図要領2）及び「所有者等調査表」（様式3号）によりその状況を把握し、その結果を「分散度調査表」（様式4号）並びに「所有権、利用権等の権利関係図」、「農作業受委託図」及び「経営農用地分散状況図」（以下「農用地分散状況図等」という。作図要領3）に取りまとめるものとする。

## ② 中核農家・生産組織の経営状況調査

中核的担い手農家及び生産組織の経営状況について「中核的担い手農家調査票」（様式5号）又は「生産組織経営調査票」（様式6号）により行い、その結果を取りまとめるものとする。

（4）（3）の結果に基づき、当該モデル地区における交換分合実施の当否を検討し、交換分合実施予定地区の規模、実施する場合の予定年度、事業主体、附帯事業の実施の必要性等を明らかにした上で、「交換分合推進計画書」（様式7号）を策定するものとする。

（5）交換分合実施予定地区にあっては、交換分合による農用地の集団化の方向を概定した「交換分合計画の構想」（様式8号）及び「交換分合計画の構想図」（以下「構想図」という。作図要領4）を内容とする交換分合計画原案の構想を取りまとめるものとする。

また、交換分合と併せて交換分合附帯農道等整備事業等の実施を予定する地区にあっては、構想図に工種、位置、規模等を記載するものとする。

## 5 実施期間

実施期間は、1実施区域につき1カ年とする。

## 6 成果品の保存

実施主体は、交換分合推進計画の成果として、「農用地集団化推進計画書」、「交換分合推進モデル地区選定調書」、「所有者等調査表」、「分散度調査表」、「中核的担い手農家調査票」、「生産組織経営調査票」、「交換分合推進計画書」、「交換分合実施地域区分図」、「区画図」、「農用地分散状況図等」、「交換分合計画の構想」及び「構想図」を保存するものとする。

## 7 国の助成措置

国は、推進計画の実施に要する経費について、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）及び農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより助成するものとする。

## 附 則（平成28年4月1日付け27農振第2205号）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、この要領による改正前の交換分合推進計画実施要領（平成2年6月7日付け2構改B第807号農林水産省構造改善局長通知）の規定に基づき実施され、この要領の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

(別紙)

## 作 図 要 領

### 1 交換分合実施地域区分図

- (1) 実施対象とする旧市町村の区域内の農用地（市街化区域内の農用地を除く。）を彩色する。
- (2) 実施対象の旧市町村名を記載するとともに、旧市町村界を図示する。
- (3) 実施対象区域内の土地を、地形、営農状況等を考慮して、交換分合の実施単位として適当なおおむね20ヘクタール以上の地域に区分し、その区域界を図示するとともに、交換分合推進モデル地区については、その地区名、農用地面積、筆数及び関係農家数を記載する。
- (4) 農用地の彩色区分及び区域界等の表示区分は次による。

#### ① 農用地の彩色区分

ア 水田	桃（うすくぼかす）
イ 畑	黄（うすくぼかす）
ウ 樹園地	橙（うすくぼかす）
エ 牧草地	緑（うすくぼかす）

#### ② 区域界等の表示区分

ア 旧市町村界	黒
イ 交換分合実施区域界	赤
ウ 交換分合推進モデル地区	赤のハッチング

### 2 区画図

- (1) 登記所備付けの公図又は市町村備付けの固定資産課税台帳付属図面等を参考として、次の事項を記入し、区画図を作成する。
  - ア 当該モデル地区の境界
  - イ 市町村、大字（町）、字及び地番の境界並びにその名称及び地番

- (2) 表示区分は次による。

表 示 区 分	記 号	色
モデル地区の境界	—○—○—	赤
市 町 村 界	●●●●●	黒
大 字（町）界	●●●●●	黒
字 界	●●●●●	黒
筆 界	—●—●—	黒
	—————	黒

### 3 農用地分散状況図等

#### (1) 所有権、利用権等の権利関係図

- ① 区画図を複製し、所有権に着目して、所有者別に彩色区分する。
- ② ①の図に利用権等に着目して、借り手別に平行斜線、格子縞等により彩色区分する。

#### (2) 農作業受委託図

区画図を複製し、基幹ほ場3作業（機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう。）に着目して、受託者別に平行斜線、格子縞等により彩色区分する。

#### (3) 経営農用地分散状況図

区画図を複製し、農業経営の実態に着目して、経営主体別に彩色区分する。

#### (4) 彩色区分、平行斜線、格子縞等は任意とし、権利者別に凡例を付する。

### 4 交換分合計画図の構想図

- #### (1) 区画図を複製し、その上に交換分合後の農用地につき、所有者別に彩色区分とともに、利用権、農作業受委託等については、借り手又は受託者別に平行斜線、格子縞等により彩色区分する。
- #### (2) 彩色区分、平行斜線、格子縞等は任意とし、権利者別に凡例を付する。